



横浜地本で 新たな仲間が加入!



新たな仲間と 共にがんばろう!

支社側は、当初は「付加10分」を付けたものとして全額精算する予定であったが、本社の主管に確認した結果、点呼時刻が出退勤システムに残っているこ

とから、労働実績がない社員に対しては割り増しで適及できないとの見解を示されたとなりました。

また、作業は無いが運転士の作業が終わるのを待たため車掌も同じ時間を付与するとなりました。

支社側は、労働基準法に則り、3年遡って精算を行ったとした上で、今回の労働時間の精算はあつてはならないことであり、今後このようなことが発生

支社側 必要な労働時間10分について 20年にわたる付与失念を認める

申23号・正当な労働時間に基づいた吉田駅併結作業に対する賃金精算を求める申し入れ団体交渉

新潟地本は7月10日、申23号・正当な労働時間に基づいた吉田駅併結作業に対する賃金精算を求める申し入れの団体交渉を行いました。申21号の団体交渉では、申1号の交渉で明らかになった1684Mの吉田駅での併結作業に関する未払い分の賃金の精算が、点呼時刻を過ぎた分の時間で計算されたことが明らかになりました。

誤った点呼時刻から遅れた分のみ精算

申1号の2回目の団体交渉で支社側は、「1684M吉田駅での併結作業に関する労働時間については、調査を進めているところであり、必要な対応を行っていく考えである」と回答していました。

今回の交渉では「調査の結果、点呼時刻を超えた乗務員へ精算を行った」との回答であったことについて、何に基づき点呼時刻を調査し精算を行ったのかを質しました。

支社側は、出退勤システムに点呼時刻が残っていることから、今回は点呼時刻を

とから、労働実績がない社員に対しては割り増しで適及できないとの見解を示されたとなりました。

「点呼に間に合わない」現場の声届かず

精算された人数と件数を質すと支社側は、延べ人数は261名、総件数は321件であると明らかにしました。

併結作業を吉田駅で行うようになったのはいつからかを問うと支社側は、帳票で確認できた期間として2002年12月1日から2002年3月17日までを併結作業を行った

た上で併結作業を行ったと回答し、20年以上にわたって正しい労働時間が付与されていなかったことを認めました。

3年遡って精算したことについて、それ以前について今後の対応はどのようになっているのかを質しました。

支社側は、労働基準法に則り、3年遡って精算を行ったとした上で、今回の労働時間の精算はあつてはならないことであり、今後

その上で、今回は点呼時間を超え、乗務員作業報告書で提出されていない社員に対して精算を行ったとしました。

点呼が遅れた理由は列車の遅れなども考えられるため、精算に当たり、作業時間不足が理由であることをどのよう判断したのかを質すと、乗務員作業報告書が提出されていない社員に対して一律で精算したと回答しました。

副長にも確認したが、特に乗務員からの申し出はなかったと回答しました。

組合側は、現場では2022年度のダイヤ改正以降「点呼に遅れる」との声が出ていて、現場から支社に対して連絡していることを指摘しました。

支社側は、「言った」「言わなかった」の議論になってしまっているので、現場からの声を支社として「言っていない」とは言えないが、「時間が足りない」という問い合わせがあれば必ず調査をするとして、現場からの申し

出は無かったとの回答を繰り返しました。

組合側は、現場から声が出なかった時点で調査、対応をしなければならず、支社側の姿勢を強く指摘しました。

関係社員に対して、事象の発覚から精算内容・精算時期について丁寧に説明を行ったとしました。

支社側は、出退勤システムに点呼時刻が残っていること

を質すと支社側は、延べ人数は261名、総件数は321件であると明らかにしました。



2022年の「乗務員の業務等の見直し」以前であれば、「労働時間A」を設定した分を「労働時間B」が吸収しているため、「未払い」という認識はないとした支社側に対し組合側は、その分の夜勤手当は付け忘れていることを指摘、正しい労働時間が設定されれば支払われたはずの手当が支払われていないことを指摘しました。

支社側は、夜勤手当については未払いであった可能性はあるとして訂正したものの、この精算方法で本当に良いのかとの組合側の問いに対しては、今回は実績に対して精算したとの回答を変えませんでした。

支社側は、現場から声が出た時点で調査、対応をしなければならず、支社側の姿勢を強く指摘しました。

関係社員とは誰なのかを質すと精算を行った社員に対して説明を行ったとしました。

精算がない社員には説明しなくて良いという認識が質しましたが、精算を行った社員に対して説明しているとの回答を繰り返すにとどまりました。

支社側は、労働基準法に則り、3年遡って精算を行ったとした上で、今回の労働時間の精算はあつてはならないことであり、今後

このようなことが発生



支社側は、現場から声が出た時点で調査、対応をしなければならず、支社側の姿勢を強く指摘しました。

関係社員とは誰なのかを質すと精算を行った社員に対して説明を行ったとしました。

支社側は、労働基準法に則り、3年遡って精算を行ったとした上で、今回の労働時間の精算はあつてはならないことであり、今後

このようなことが発生